

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
<https://ssl.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

第 138 号

着色料		添加物	
改正案	現行	改正案	現行
甘味料	甘味料 人 ^工 甘味料又は合成 着色料	甘味料	甘味料 又は合成着色料
改正案 別表第6(添加物の用途)	現行	改正案	現行
二(略) 二(略)	一(略) 一(略)	4 1～3(略)	4 1～3(略)
二(略) 二(略)	二(略) 二(略)	二(略) 二(略)	二(略) 二(略)
参考 第59回食品表示部会 (内閣府消費者委員会 https://www.cao.go.jp/consumer/kabushoshiki/syoku hinhyoujibukai059/shiryou/index.html 資料1-1-1 食品表示基準の一部改正について 令和2年5月 (消費者庁食品表示企画課) https://www.cao.go.jp/consumer/kabushoshiki/syoku hinhyoujibukai/doc/200525_shiryou_1.pdf	今後の予定	公布及び施行は2020年7月16日(JAS法施行令と同日施行)です。また経過措置期間として、2022年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く)及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、なお従前の例によることができます。	なお、これらのはかに、「原料ふぐの種類に関する表示」、「特色のある原材料等に関する表示」(2020年1月JAS法施行令の改正(施行日は2020年7月16日)に伴い「有機畜産物」を追加)等の改正も予定されています。

参考5.9 回食品表示部令（内閣府消費者委員会）
<https://www.caog.jp/consumer/kabushokitsusyoku/hintyouji/bukai/059/shiryoubun/index.html>

資料1-1 食品表示基準の一部改正について
令2年5月（消費者庁食品表示企画課）
https://www.gao.go.jp/consumer/kabushosiki/syokuhintyouji/doc/200525_shiryout_1.pdf

ミニコラム

指定成分等含有食品に係る表示が6月1日に施行されました。

「指定成分等含有食品」とは、特別の注意を必要とする成分等として、厚生労働大臣が指定する成分等を含有する食品を指します。平成30年6月13日、食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、改正の概要の1つに、「特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集：健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。」があり、背景について次に引用いたします。

いわゆる「健康食品」の中には、使用方法によっては人体に有害な作用を生じさせることもある成分(アルカロイド、ホルモン等)を含有しているものもある。その中で、それらの製造管理が適切でなく含有量が均一でないこと、摂取目安量が科学的根拠に基づいていないこと等から多くの健康影響が生じた事例が発生したことから、今後、これに類した事例を未然に防ぐために本制度が創設されている。

指定成分等含有食品に係る表示は、食品衛生の観点からは、指定成分含有食品による健康被害情報の届出制度の目的を補完できること、消費者への情報提供の観点からは、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながることから、食品表示基準が一部改正され、指定成分等含有食品に係る表示が規定されました。

現在、特別の注意を必要とする成分等として指定されている成分は以下の4つです。

「コレウス・フォルスコリー」、「ドオウレン」、「エラリア・ミリフィカ」、「ブラックコホシュ」

「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第8条の施行に伴う関係法令等の整備について」の中で、指定成分等の別名の代表例が示されていましたので引用します。

(1) コレウス・フォルスコリー	Coleus, Forskolin, Coleus forskohlii
(2) ドオウレン	クサンオウ、ハックツサイ、ヨウシュクサンオウ、グレーターセランディン、Celandine、Greater celandine、Swallow-wort、Chelidonium majus
(3) エラリア・ミリフィカ	白ガウクルア、White Kwoa Krua、Pueraria mirifica
(4) ブラックコホシュ	ラケモサ、Black cohosh、Black snakeroot、Actaea racemosa

次に、指定成分等含有食品に係る表示についての具体的な表示事項、表示の方式を食品表示基準から確認してみましょう。

・第三条 第2項

指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）

表示事項	表示の方法
指定成分等含有食品である旨	「指定成分等含有食品（〇〇）」と表示する（〇〇は、指定成分等（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等をいう。以下この項及び別表第二十の指定成分等含有食品の項において同じ。）の名称とする。）。
食品関連事業者の連絡先	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。
指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。
体調に異変を感じた際には速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。

・別表第二十（第八条関係）

様式	表示の様式
別記様式一の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、指定成分等含有食品である旨及び指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨は、JISZ8305に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

これらの他、第5条第1項の表（義務表示の特例）、第10条第1項（義務表示）、第11条第1項の表（義務表示の特例）、第15条（義務表示）、別表第23に「指定成分等含有食品」の文言が追記されています。

また、指定成分等含有食品を取り扱われる方にあっては上記の表示の他、健康被害の情報を消費者等から受け付け、適切に評価し、都道府県知事等に届け出ることのできる体制を整えることが必要となります。

現在の指定されている成分は、主に健康食品を扱われる方にとって関係のあるものと思われますが、商品に含有する成分によって、必要となる表示事項があることを一度目を通してはいかがでしょうか。

(齊藤)

参照：

エラリア・ミリフィカ等、特別の注意を要する成分等を含む食品（指定成分等含有食品）等に係る食品表示基準の施行について（消費者庁）

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/020134/>

指定成分等含有食品（関係法令等）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/hokenkinou/kankeihourei_00001.html

今月の「お気に入り」言葉

人生にとって健康は目的ではない。しかし最初の条件なのである。

(武者小路実篤『人生論』より)

※ ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp